

「中間管理事業による農用地利用集積等促進計画」 作成時の注意点

提出書類は、①各筆明細、②共通事項、③農業経営の状況等、④法令順守の状況等の4種類の順で1つの申請書となっています。※提出部数は、1部です。

また、作成にあたっては、次の点にご注意ください。

- ◎ 1枚目、2枚目に押印、捨印をお願いします。
- ◎ 2枚目の終期については双方の話し合いで決めて、利用権の設定を終える期日を記入してください。(始期は農業委員会で許可がおりた後、事務局にて記入します。※原則、農業委員会開催日の翌月1日といたします。)
- ◎ 借賃、支払方法についても、双方の話し合いで記入してください。
- ◎ 利用権の設定等を受ける者の農用地の面積は、事務局で記入します。
- ◎ ボールペンで記入してください。
- ◎ 押印はすべて認印で構いません。
- ◎ 地域計画の区域内と区域外は、それぞれ分けて作成してください。

※期間満了に伴うお知らせに区域内、区域外を記載しておりますので、参考にしてください。また、新規で利用権を設定する土地については、農業委員会事務局までご相談ください。

また、賃借権として物納を選択した場合は、次の書類も併せて提出してください。

- ① 物納による賃料等譲渡合意書 2部
- ② 物納による賃料等譲渡承諾書 1部

記入例

※1部作成

氏名や住所等は、明確に分かり易く記入してください

捨印

捨印

捨印

捨印

捨印

電話番号は、確実に繋がる電話番号を記入してください。

第1 中間管理権の設定関係 (出し手⇒機構用⇒受け手)
1 各筆明細

整理番号	契約関係者	氏名又は名称	住所・電話番号
	農地中間管理機構に中間管理権を設定する者 (A)	松野 太郎 貸し手	〒 〇〇〇-△△△△ (電話番号: 〇〇〇〇-××××-□□□□) 愛媛県北宇和郡松野町大字〇〇××番地
	農地中間管理機構から利用権の設定を受ける者 (B)	松野 一郎 借り手	〒 〇〇〇-△△△△ (電話番号: 〇〇〇〇-××××-□□□□) 愛媛県北宇和郡松野町大字〇〇××番地
	農地中間管理機構 (C)	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 〇〇 〇〇	〒 790-8502 (電話番号: 089-945-1542) 愛媛県松山市北持田町132番地 (愛媛県中予地方局庁舎内)

権利を設定する土地 (D)				設定する中間管理権及び利用権 (E)					権利を設定する土地のA以外の権原者等 (F)				備考
所在 大字	地番	現況 地目	面積 ㎡	権利の種類	内容	存続期間		借賃 円	借賃の支払方法	住所	氏名又は 名称	権原の 種類	
						始期	終期						
松丸	100	田	1,000	賃借権	水田として利用	令和8年 8月1日	令和18年 7月31日	5,000	<input checked="" type="checkbox"/> 賃借権 【CからAへの支払い】 毎年2月26日にAの指定口座へ振り込む。 なお、第1回目の振込は、2月26日とし、振込金額は、賃借権の設定日(始期)から3月31日までの月割金額とする。 【BからCへの支払】 毎年2月20日にCの指定口座へ振り込む。 自動口座振替の場合は、16日の引落とする。振替日が休日の場合は翌営業日とする。 なお、第1回の振込は、2月20日と、振込金額は、賃借権の設定日(始期)から3月31日までの月割金額とする。 <input type="checkbox"/> 賃借権(物納) (支払時期・場所) ・支払時期は、毎年〇月〇日までとする。 ・支払場所は、Aの住所地とする。 ・なお、やむを得ない理由により支払時期又は支払時期を変更する場合は、A及びBが協議して定める。 (支払形態) 支払いは、30kg紙袋で行う。 (搬入方法) Bは、Aに事前に連絡したうえで、期日までにAの住所地に搬入する。 <input type="checkbox"/> 使用貸借	〇〇町×××	松野 次郎	所有権	捨印
延野々	200	田	2,000	賃借権	畑として利用			10,000		〇〇市×××	松野 三郎	所有権	捨印
豊岡	300	畑	1,000	使用貸借による権利	畑として利用	令和8年 8月1日	令和18年 7月31日	0					

無料の場合は、「使用貸借による権利」と記入してください。

借賃は、できる限り筆ごとに記入してください。

始期は、農業委員会開催日(※)の翌月1日からとしてください。また、賃借期間は、5年以上としてください。

 ※記入例の日にちの考え方は、次のとおりです。
 促進計画の受付：6月20日まで(各月20日前後)
 農業委員会開催日：7月10日(各月10日前後)
 始 期：8月1日～

未相続農地の場合や共有名義の農地は、過半数の権原者の同意が必要

支払方法について、賃借権・賃借権(物納)・使用貸借のいずれかにをしてください。
 物納による場合は、別途「物納による賃料等譲渡合意書、承諾書」を作成してください。

賃借権の日にちの考え方は、次のとおりです。

【契約始期が4月～9月の場合】
 C→Aへの支払い：翌年2月26日
 B→Cへの支払い：翌年2月20日
 自動口座振替日：翌年2月16日
 月割金額の設定日：契約終期の月日

【契約始期が10月～翌年3月の場合】
 C→Aへの支払い：翌年8月26日
 B→Cへの支払い：翌年8月20日
 自動口座振替日：翌年8月16日
 月割金額の設定日：契約終期の月日

- (記載注意)
- この各筆明細は、権利設定の当事者ごとに別業とする。
 - 権利設定の当事者の意向が明確である場合には、押印を省略することができる。
 - D欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受ける。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には〇〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
 - E欄の「内容」は、当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。
 - E欄の「始期」は、原則として、毎月1日、11日、21日のいずれかの日とする。
 - E欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。
 - E欄の「借賃の支払方法」について、第1回の借賃の振込は、設定日が4月から9月までは翌年2月26日又は翌年2月20日とし、当該期間の月割金額とする。また、10月から翌年3月までは、翌年の8月26日又は翌年の8月20日とし、当該期間の月割金額とする。但し、自動口座振替を選択した場合は、2月20日は2月16日及び8月20日は8月16日とする。なお、16日又は20日が休日にあたる場合は、翌営業日とする。
 - F欄は、A欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。

(別紙)

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法 (昭和27年法律第229号)

違反の対象となる規定	違反の有無
①第3条 (農地又は採草放牧地の権利移動の制限)	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
②第4条 (農地の転用の制限)	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
③第5条 (農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
④第42条 (措置命令)	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
⑤第51条 (違反転用に対する処分)	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号)

違反の対象となる規定	違反の有無
①第15条の2 (農用地区域内における開発行為の制限)	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
②第15条の3 (監督処分)	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無

(3) 種苗法 (平成10年法律第83号)

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害 (第20条及び第25条参照)	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無

(4) 農薬取締法 (昭和23年法律第82号)

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条 (使用の禁止)	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無			

令和7年6月10日

農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けるに当たり、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等について、上記のとおり申告します。

氏名又は名称 松野 一郎

(記載要領)

- 1の(1)及び3について、過去3年分の状況を記載してください。
- 1の(2)、(3)及び(4)については、申告の日現在の状況を記載してください。

利用権の設定を受ける者の氏名

又は名称を記入してください。

捨
印

捨
印

※2部作成

様式-20

物納による賃料等譲渡合意書

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構を譲渡人とし、松野 太郎
(土地所有者)を譲受人として、次のとおり債権(物納による賃料等)の譲渡に合意した。

第1条(債権譲渡)

譲渡人は、譲受人に対し、下記の債権(以下、「本債権」という。)を譲渡する。

債権者 公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構

債務者 松野 一郎 (転借人)

債権の内訳 令和 年 月 日付け令和 年度え農振(松野町)第 号
農用地利用集積等促進計画による債権

債権額 1年間当たり米穀 60 kg

町で記入するため、
空欄としてください。

第2条(保証)

譲渡人は、以下について譲受人に対し、保証する。

- (1) 本債権は譲渡人と債務者との間での将来債権であること
- (2) 本債権は債務者から譲渡の承諾を得たものであること

第3条(成立)

本合意書の効力は、本合意書の締結により成立するものとする。

第4条(その他)

- (1) 本合意書に疑義が生じた場合、譲渡人及び譲受人は、誠意をもって協議し解決するものとする。
- (2) 譲渡人は、本合意書の締結後、債務者及び譲受人の間で行われる物納による賃料等の支払い及び受領に関する一切の責任を負わない。

第5条(専属的合意管轄)

本合意書に関する一切の紛争については、松山簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本合意書の成立を証するため、本合意書2通を作成し、各当事者押印の上、各1通を所有する。

令和 年 月 日

町で記入するため、
空欄としてください。

譲渡人 住所 愛媛県松山市北持田町132番地
公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構
氏名 理事長 (印)

譲受人 住所 愛媛県北宇和郡松野町大字〇〇××番地
氏名 松野 太郎 (印)

物納による賃料等譲渡承諾書

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

下記の債権（物納による賃料等）の譲渡につき、異議なく承諾します。

譲渡債権の表示

債権者 公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構

債権額 1年間当たり米穀 60 kg

債権の原因 令和 年 月 日付け令和 年度え農振（松野町）第 号
農用地利用集積等促進計画による賃借料

支払時期 令和 年 月 日付け令和 年度え農振（松野町）第 号
農用地利用集積等促進計画による

町で記入するため、
空欄としてください。

上記債権の譲受人 住所 愛媛県北宇和郡松野町大字〇〇××番地

氏名 松野 太郎 （土地所有者）

上記債権の譲渡原因発生日
（物納による賃料等譲渡合意日）

令和 年 月 日

町で記入するため、
空欄としてください。

令和 年 月 日

町で記入するため、
空欄としてください。

承諾者 住所 愛媛県北宇和郡松野町大字〇〇××番地

氏名 松野 一郎 印